

規約

第1条 名称

本クラブは、一般社団法人柏スポーツ文化推進協会(以下「KSCA」といいます。)に加盟するクラブ「KSCA クラブ」(以下「本クラブ」といいます。)と称します。

第2条 目的

本クラブは、会員がスポーツおよび文化活動を通じて、楽しさや喜びを感じ、心身ともに健全な成長を図ることを目的とします。

第3条 運営

本クラブは、KSCA が運営します。

第4条 事務所

KSCA の事務所は、千葉県柏市柏 5 丁目 8-6 柏央ビル 405 号に置きます。

第5条 会員

1. 本クラブは会員登録制とし、会員は本規約および KSCA が別途定める諸規則を遵守するものとします。
2. 本クラブに入会を希望する者は、本規約および細則に同意のうえ、所定の登録手続きを行うものとします。
3. 会員は、登録費、月会費および年度更新料を、KSCA が定める方法により納入するものとします。
4. 本クラブへの入会、休会、退会および参加クラブの変更等の手続きは、学校における部活動の入部、退部または転部の手続きとはそれぞれ独立したものであり、相互に連動するものではありません。

第6条 入会資格

本クラブに入会できる者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承認した者としてします。

第7条 会員登録

1. 会員は、所定の会員登録を行い、別途定める登録費を支払うものとします。

2. 会員が未成年の場合、保護者が保護者情報を登録し、当該未成年会員と連帯して本規約上の責任を負うものとします。

3. 登録内容に変更が生じた場合、会員は速やかに情報を更新するものとします。

第8条 会員資格の有効期間

1. 会員資格は、退会登録が行われるまで有効とします。

2. 会員資格は、第三者に譲渡することはできません。

第9条 登録費・月会費・年度更新料

1. 会員は、別途定める登録費、月会費および年度更新料を支払うものとします。

2. 登録費は、本クラブへの入会時に支払うものとします。

3. 月会費は、本クラブの利用の有無にかかわらず、毎月支払うものとします。

4. 年度更新料は、会員資格を継続するため、毎年度、別途定める時期に支払うものとします。

5. 既に支払われた登録費、月会費および年度更新料は、理由の如何を問わず返還しません。

6. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、KSCAの判断により、既に支払われた費用の全部または一部を返金または充当することがあります。

① 決済処理上の不具合等により、誤決済または重複決済が生じた場合

② 法令、行政指導またはこれに準ずる外部要請に基づき、返金対応が相当と認められる場合

③ その他、運営上の合理的理由により、KSCAが特に必要と認めた場合

第10条 会費の支払

会員は、KSCAが定める方法により、会費を前納するものとします。

第11条 参加禁止および退場

KSCAは、会員が次のいずれかに該当する場合、クラブ活動への参加を禁止し、または退場を命じることがあります。

1. 本規約または諸規則に違反した場合

2. 医師等により運動または集団活動を禁じられている場合
3. 感染症その他、他人に感染するおそれのある疾患を有する場合
4. その他、KSCA が不相当と判断した場合

第 12 条 事故・盗難等の責任

1. 本クラブの活動中に生じた事故について、KSCA は故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. 盗難、紛失等についても、KSCA は故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。
3. 会員が KSCA または第三者に損害を与えた場合、会員はその責任を負うものとします。

第 13 条 参加クラブ変更・追加

会員は、所定の手続きにより、参加クラブの変更または追加を行うことができます。

第 14 条 休会

会員は、自己都合により本クラブを休会することができます。

休会の手続きおよび条件については、細則に定めるものとします。

第 15 条 退会

1. 会員は、所定の方法により退会することができます。
2. 未納の費用がある場合は、退会日までに完納するものとします。

第 16 条 除名

KSCA は、会員が次のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することがあります。

1. 費用の支払いを 3 か月以上滞納し、是正されない場合
2. 本規約または KSCA の定める諸規則に違反した場合
3. 施設または備品を故意に破損した場合
4. 本クラブの名誉、信用または秩序を著しく害した場合
5. 違法行為または虚偽申告があった場合

6. その他、KSCA が会員として不相当と判断した場合

第 17 条 休講

諸事情により休講となる場合があります。

その場合は、別日または年度内別月にて調整をしますが、振替が出来ない場合があります。

第 18 条 施設の利用制限・変更

天災地変、行政指導その他やむを得ない事情により、施設の利用を制限または中止することがあります。この場合、会員は KSCA に対し、名目の如何を問わず損害賠償を請求することはできないものとします。

第 19 条 諸料金の変更

KSCA は、経済情勢その他の事情を考慮し、登録費、月会費および年度更新料を変更することがあります。

第 20 条 細則

本クラブの運営に必要な事項は、別途細則に定めます。

第 21 条 規約の改定

1. KSCA は、運営上必要と認めた場合、本規約および細則を改定することができます。
2. 改定にあたっては、改定内容および効力発生日を定め、事前に会員に通知します。

ただし、文言整理、誤記修正、条番号整理等の軽微な変更についてはこの限りではありません。

3. 改定後の規約および細則は、定められた効力発生日より、すべての会員に適用されます。

第 22 条 発効

本規約は、次の日より発効します。

制定 令和 5 年 6 月 1 日

改定 令和 8 年 3 月 1 日

細則

第1条 登録費・年度更新料

1. 登録費および年度更新料は、1名あたり次のとおりとします。

・登録費:5,000円(税込)

・年度更新料:5,000円(税込)

※年度更新料は利用開始後、毎年4月分月会費と併せてお支払いいただきます。

※中学3年生の進級時における年度更新料は、2,500円(税込)とします。

2. 登録費および年度更新料には、スポーツ安全保険料を含みます。

3. 年度の途中で入会した場合であっても、スポーツ安全保険補償期間は、加入手続日の翌日から当該年度の最終日(3月31日)までとします。

4. 前各項の金額は、経済状況その他の事情により変更することがあります。

第2条 月会費

1. 月会費は、1クラブあたり次のとおりとします。

・月会費:2,000円(税込)

2. 会員は、入会登録時に初月、2ヵ月目月会費と登録費(以下:初期費用)を支払うものとします。

3. 月会費の支払方法は、クレジットカード決済または口座振替とします。

4. 休講があった場合であっても、実施回数にかかわらず、所定の月会費を支払うものとします。

5. クレジットカード決済の方は、初期費用決済後、3ヵ月目以降の月会費は毎月20日に次月分が決済されます。

6. 口座振替の方は、初期費用を振込にてお支払いいただきます。その後、3ヵ月目以降の月会費の請求業務は、全て集金代行業務委託会社(ジャックス)より引き落としとなりますので預金口座振替の手続きが必要となります。登録後、ご自宅に書類を郵送しますのでご記入後、

KSCAまでご返送ください。3ヶ月目より前月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分月会費を登録口座より自動振替といたします。

※毎月の振込でのお支払いは承っておりません。

第3条 活動

会員は、会員の選択したクラブチームに限り、活動することができる。また、前提として所属校または近隣校での活動となります。

ただし、運営上必要と認められる場合は、この限りではありません。

第4条 休会

1. 休会を希望する場合は、休会開始月の前月9日までに休会登録を行うものとします。
2. 休会期間は1か月単位とし、休会費は月額500円(税込)とします。

第5条 退会

1. 退会を希望する場合は、最終在籍月の当月9日までに退会登録を行うものとします。
(例:7月末で退会→7月9日までに退会登録)
2. 会員は、学年または年齢にかかわらず、退会登録が行われない限り、会員資格が継続するものとします。
3. 月会費その他未納金がある場合には、これを完納して退会するものとします。

第6条 本細則の発効

本細則は、次の日より発効します。

制定 令和5年6月1日

改定 令和8年3月1日